

富山市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、障害者等の地域生活を推進することを目的とした富山市地域生活支援拠点等事業(以下「拠点事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の定義)

第2条 この要綱において、「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された「地域生活支援拠点等」のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 地域生活支援拠点等は、次の各号に掲げる機能を備えるものとする。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場の提供

障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援室、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(実施主体)

第3条 拠点事業の実施主体は富山市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に対し、事業の一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、障害者又は障害児の保護者であり、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市が給付の実施主体となる、市外に在住する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(地域生活支援拠点等事業所の登録等)

第5条 第2条第2項各号に掲げる機能を担おうとする事業者は、運営規程(当該事業者が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。)の写しを添えて、地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、地域生活支援拠点等事業所登録(不登録)決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所(以下「拠点事業所」という。)の登録を行った事業者(以下「登録事業者」という。)について、名称及び所在地、法人名、連絡先、担う機能、事業内容等の公表を行うものとする。
- 4 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じた時は、速やかに地域生活支援拠点等事業所変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- 5 登録事業者は、当該登録を廃止又は休止するときはその1月前までに、再開したときは再開後10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(拠点事業所の登録の取消し等)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業所に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 拠点事業所が第2条第2項各号に掲げる機能を有しなくなったとき
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき
- 2 市長は前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 拠点事業所は、第2条第2項に掲げる機能に係る事業の実施に際し、利用者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

- 2 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

3 拠点事業所は、実施した事業内容の記録を作成し、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存することとし、市から求めがあった場合は、当該記録を提出しなければならない。

(評価)

第8条 市長は、第2条第2項に掲げる機能について、富山市障害者自立支援協議会等において、運用状況を検討するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する